

令和8年1月13日 神戸市公報第3945号

神戸市公告

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定により、森後ハイツマンション建替組合の設立を認可しましたので、同法第14条第1項及び同法施行規則第16条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月13日

神戸市長 久元喜造

1 組合の名称

森後ハイツマンション建替組合

2 施行マンションの名称

森後ハイツ

3 施行マンションの敷地の区域

神戸市灘区森後町3丁目102番2（登記簿謄本上の所在及び地番）

4 施行再建マンションの敷地の区域

神戸市灘区森後町3丁目102番2（登記簿謄本上の所在及び地番）

5 事業施行期間

組合設立認可公告の日から令和11年9月まで

6 事務所の所在地

西宮市池開町4丁目25番地

7 設立認可の年月日

令和8年1月13日

8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

9 公告の方法

施行マンションの敷地内に組合が定めた掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報または公報に掲載して行います。

10 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和8年2月12日（公告のあった日から30日以内）